川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.19

発行日　平成３０年８月１日

毎日、暑い日が続いていますが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。「平成 30 年７月豪雨」は、甚大な被害をもたらしました。多くの犠牲者が出たことに、心が痛みます。また、現地の障害のある人の災害時の対応も気になるところです。

さて、今回は、「相談」「障害者基本計画」「タウンカフェ」についてお知らせいたします。皆様の一助になれば幸いです。　（幸支部役員一同）

「相談支援」と「地域づくり」について

１，初めてのサービス利用等計画案の作成から３年

私事で、大変、恐縮ですが、幸通信№７（平成 27 年５月１日発行）に、「サービス利用等計画案」を私が作成して提出したことを書きました。あれから３年が経ち、今は、障害者相談支援センターにお世話になり、相談支援専門員の方に「サービス等利用計画案」を作成してもらっています。利用しているサービスも、短期入所（ショートステイ）事業所が一つ増えました。そして、何より変わったと感じることは、相談支援専門員の方に困っていることや家族のことなどを話し、サービスの内容を確認しながら作成している点です。日頃の生活を誰かに話すことで、障害のある息子のこともそうですが、自分自身の生活もこんなに客観的に見ることができるとは予想していませんでした。現状を客観的に把握することで、必要なサービスが見えてくるのを感じます。

３年前、初めて「サービス等利用計画案」を作成したときの感想を「とりあえず、ライフプランがおぼろげながら見えてきたように感じるので・・・」と書いていますが、今は、もう一歩前進して「何カ所かの短期事業所を利用しながら、入所やグループホームでの生活に備えていこう」と考え実行もしています。とはいえ、これは、私の思いであり、障害のある息子本人の思いとは違うのではないかと思っています。多分、本人はいつまでも自宅を基点に生活介護事業所や短期入所を利用していきたいと思っているのではないかと想像しています。（本人は発語がないので、本当のところは分かりませんが。）

本来は、障害のある本人の意思を確認しながら将来のことも決めていくべきかと思います。今のところは、短期入所の利用を本人がどのように捉えているのか、日々の生活での様子をみながら本人の思いを受け止めて、それを障害者福祉サービスの利用頻度や内容に反映させていきたいと思います。

２，サービス利用等計画からできることは？

実は、「サービス等利用計画案」を作成していての課題もあります。それは、こちらが要望する事業所がなかったり、人手が足りなかったりするために、思い描いている希望が実現できないことです。そのようなときは、この課題をなんとか解決に結びつける手立てがないものだろうかと、考えあぐねてしまいます。全国手をつなぐ育成会連合会が発行している冊子**「手をつなぐ」2018 年４月号**「今月の問題　相談支援の重要性をあらためて考える」では、「『サービス等利用計画からはじまる地域づくり』を働きかけていきましょう。」と結んでいます。応えられなかったニーズをそのままにしないという姿勢が、「地域づくり」に結びついていくのだと説いています。（※下枠参照）

３，「相談」と「地域包括」

「相談」は、日頃の生活を他人に話すという少し勇気のいる作業に思えたりもしますが、誰かと話し合い、自分とは違った意見を伺うことのできる貴重な体験です。2017 年度育成会フォーラム（全国手をつなぐ育成会連合会主催　2018 年３月１日開催）の参考資料「滋賀県における相談支援体制整備の経緯」に、「一人の不安を一人だけのものにしない地域ケアシステム」という項目がありました。川崎市の地域包括ケアシステム推進ビジョンにも同じ理念を感じます。話を聞いてもらえるだけでよいと思っていたことでも「一人の不安を一人だけのものにしない」という信念を持った「相談支援」があれば、その先の人材発掘や人との出会いへとつながっていき、「地域づくり」へと発展していくように思えます。

「相談」からはじまる「地域づくり」が広がるよう、まずは、「相談」を大事にしたいと思います。(仁尾　智都子)

※　「手をつなぐ」2018 年４月号（NO.７４６）29 ページ図２より抜粋

[計画相談事業の役割]
サービス等利用計画の作成とニーズに応えられなかった事例の収集
↓
[委託相談・基幹相談の役割]
ニーズに応えられなかった理由の分析と不足している資源を明確にする
↓
[市町村・協議会の役割]
それらをどのようにして埋めていくのかの検討と具現化

第４次障害者基本計画について

平成 30 年 3 月 30 日に、内閣府・障害者政策委員会において、審議が進められていた第 4 次障害者基本計画が閣議決定されたとのことです。

内閣府のホームページに掲載された資料によると、障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条に基づいて策定され、今回策定された基本計画は、平成 30（2018）年 4 月～2022 年 3 月までの 5 年間の期間になるとのことです。

障害者基本計画は、障害者の自立や社会参加を支援する施策の最も基本となる計画です。今回は、「基本的な方向」について紹介します。

《第４次障害者基本計画　概要》

Ⅲ　基本的方向

１．２０２０東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

○社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（※）向上の視点を取り入れていく

（※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

○アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入

２．障害者権利条約（※）の理念を尊重し、整合性を確保

（※）障害者権利条約：我が国は平成２６年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

○障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

３．障害者差別解消に向けた取組を着実に推進

○障害者差別解消法の実行成確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

４．着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

成果目標については、具体的な項目と目標値が示されています。東京パラリンピックが開催される 2020 年度までに、１日の利用客が平均 3 千人以上の駅や空港などの旅客施設のバリアフリー化率を 100%（段差解消）にするといったアクセシビリティの向上や、障害者差別解消法の地域協議会の組織率を 70%以上にするという、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止を着実に前進させていくものなど、期待の持てる内容となっています。　　（仁尾　智都子）

詳しくは下記の URL からご覧になれます。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#kihonhou

幸のほっと♥スポット　File15　新川崎タウンカフェ

今回は、2016 年 11 月、鹿島田駅のすぐ近く「新川崎パークタワー」１階にオープンした「新川崎タウンカフェ」を紹介します。

タウンカフェは「まちとひとがつながる」をキャッチフレーズに、地域の居場所やサロンとして地域のみなさんが活用できる空間です。

お店に入ってみると、エントランス側が全面ガラスで明るく開放的で、インテリアに木やグリーンをふんだんに使っているせいか、何となくほっとして腰を落ち着けたくなる雰囲気がありました。café として、ドリンクやスイーツを楽しめますし、スペース利用での会議やミーティング、パーティーなどの利用もできます。

３面にある木枠の棚は「小箱ショップ」という、ハンドメイドの作品が中心のボックスショップ（レンタル棚）で、個性あふれる力作がおしゃれにディスプレイされていました。イベントの企画もあって、「小箱スクエア」というハンドメイド教室及び展示即売や、「キッズスクエア」（夏休み期間の子供向けワークショップ）また「音楽通り　in café♪」「ハッピーサロン」など子どもから大人まで楽しめる内容で開催しているそうです。

私たちが伺った時は、ハンドメイドの作家さんやカフェを利用する方が途切れることなく訪れていました。店内をゆっくり見ているうちにお昼時になり、せっかくなので、トーストランチをいただいたのですが、パンの焼き加減が絶妙で、周りがサクサク中はしっとりもっちり♡ものすごく美味しくて、あっという間に完食でした。このトーストランチは、火～金限定メニューで、それ以外の曜日はパンの販売とイートインができるとのことです。ちなみに、この美味しいランチのパンは「グーグーベーカリー」のパンす。他に「おかし工房しいの実」のクッキーやシフォンケーキなども販売していますし、「セルプ北加瀬」のパンも、火曜日に入荷します。食品は、ほかにも調味料などいろいろありました。

鹿島田駅や新川崎駅に近くて、人や作品と出会える素敵な空間「新川崎タウンカフェ」に、皆さんも、ぜひ、立ち寄ってみてください。

（髙山　君子）

新川崎タウンカフェ
川崎市幸区鹿島田 1－1－5
パークタワー新川崎 102
営業時間：10 時～18 時
定休日：日曜日・月曜日・祝日